

令和8年度第1回 旭川市消費生活会議 会議録

開催日時 令和8年8月4日（火） 午後6時00分～午後7時20分

開催場所 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階旭川市シニア大学講座室

出席者

委員 加藤委員、瀬浦委員、只野委員、田中委員、中村委員、橋本委員、畑山委員、
前田委員、山本委員（50音順） 計9名

事務局 樽井市民生活部長、飯森市民生活課長、片桐消費生活センター所長、羽坂主査
（計量検査所長）、北林主査、阿部主任 計6名

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

会議資料

資料1 令和7年度消費者行政の実績について

資料2 令和8年度の消費者施策と関係予算について

資料3 消費生活相談の現状について

当日配付資料1 旭川消費生活会議について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（抜粋）

旭川市消費生活会議規則[参考条文]

当日配付資料2 会議の運営について（案）

当日配付資料3 旭川市消費生活センターの組織及び運営に関する条例、
旭川市消費生活センター規則

会議内容（要点記録）

1 開 会

事務局より定足数に達しており会議は成立している旨（定数10名中9名出席）の報告及び本日の会議は個人情報扱わないため公開とする旨の確認がなされた。

2 市民生活部長挨拶

市民生活部長挨拶（終了後、他の公務のため退出）

3 各委員及び事務局担当職員の紹介

委員改選後初回の会議であるため、出席委員各自からの自己紹介が行われた後、市民生活課長から会議の庶務（事務局）を担当する職員の紹介を行った。

4 旭川市消費生活会議について

委員改選後初回の会議であるため、当日配付資料1を基に消費生活会議の概要と関係法令について消費生活センター所長が説明を行った。

5 議事

- (1) 会長及び副会長選任 消費生活会議規則第4条第2項の規定に基づき互選により、中村委員を会長に、瀬浦委員を副会長に選任し、以後の議事進行を中村会長に移行した。
- (2) 職務代理者指名 消費生活会議規則第4条第5項の規定に基づき、中村会長が職務代理者として橋本委員を指名。橋本委員がこれを受諾したため、職務代理者に決定した。
- (3) 消費者苦情処理部会委員の指名 消費生活会議規則第6条第2項の規定により、中村会長が苦情処理部会委員5名（橋本委員、瀬浦委員、田中委員、黒川委員、山本委員）を指名。

指名された苦情処理部会委員は別室に移り、部会長及び副部会長の互選を行うため一時退出し、別室で協議。この間、会議は中断し、他の委員は暫時休憩。

(約5分間休憩)

別室での部会の協議が終了し、会議が再開。中村会長から、苦情処理部会へ部会長及び副部会長の選任結果を報告するよう発言あり。

苦情処理部会から、部会長に橋本委員、副部会長に山本委員を互選により選出した旨、新部会長の橋本委員から報告された。

(4) 会議の運営について

当日配付資料2を基に、会議の公開、公表、傍聴、会議録、名簿等の各種ルールについて事務局案の説明を行い、承認された。

(5) 報告事項

(会長)

次第5の(5)の報告事項ですが、アからエまで、時間短縮のため、事務局から一括して報告いただき、その後、御質問、御意見をいただきたいと思います。

説明をお願いします。

(事務局)

ア 旭川市消費生活センターの概要について（当日配付資料3）

イ 令和7年度消費者行政の実績について（資料1）

ウ 令和8年度消費者施策と関係予算について（資料2）

エ 消費生活相談の現状について（資料3）

をそれぞれ資料に基づき説明

(会長)

ただいま、事務局の方から報告事項のアからエまで報告していただきましたが、委員の皆さんから何か御発言はございませんか？

(委員)

発言等なし。

(6) その他

(会長)

次に、その他であります。消費生活全般についての御意見でもかまいませんので、御発言があればお願いいたします。

(委員)

発言等なし。

(会長)

ほかになければ、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

では、進行を事務局にお返しします。

6 閉 会

市民生活課長から閉会の挨拶があった。